

病院又は診療所におけるみなし通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（お知らせ）

平成 21 年 4 月から介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正に伴い、病院又は診療所（平成 21 年 4 月 1 日現在、大阪府から通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリテーション等」という。）の指定を受けている事業所を除く。）における通所リハビリテーション等事業については、保険医療機関の指定をされた際に介護保険法上の指定を受けたものとしてみなされる（以下、「みなし指定」という。）こととなりました。

ただし、平成 21 年 3 月 31 日までに指定を受けた通所リハビリテーション事業所は、指定の有効期間満了日（指定日から 6 年）の翌日からみなし指定の事業所になります。

しかしながら、みなし指定の事業所であっても、通所リハビリテーション等事業を行い、介護給付費の算定を行うためには、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 69 号）等の人員及び設備基準を満たし、かつ「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を豊中市に提出していただく必要があります。

なお、居宅サービス基準を満たさず当該届出をし、介護給付費を受け取った場合、介護給付費の返還となる場合がありますので、通所リハビリテーション事業をお考えの事業所につきましては、居宅サービス基準等を必ず確認してください。また、当該届出を提出する場合は以下の要領により必ず期日までをお願いします。

1. 必要な書類

下記から必要書類をダウンロードして、作成のうえ、提出ください。

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（共通-24「様式-算定体制」）
- (2) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業者の指定に係る記載事項（付表 7）
- (3) 居宅サービス基準等に関する確認書
- (4) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（通所リハビリテーション）
- (5) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防通所リハビリテーション）
- (6) 通所リハビリテーション算定区分確認表
- (7) 介護給付費算定に係る誓約書（様式-加算誓約（居宅））
- (8) 各種加算の届出に必要な添付書類

（※「加算算定に必要な届出書及び添付書類一覧（医療みなし）」参照）

※受付印を押印した控えが必要な事業者は以下のものを同封してください。

- (9) (1) の写し
- (10) 返信用封筒（切手を貼付したもの）

<様式のダウンロード>

豊中市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「介護保険・高齢者福祉」
⇒「介護保険」⇒「介護保険（事業者向け）」⇒「書式ダウンロードサービス」
⇒「居宅サービス関連の書式」⇒「通所リハビリテーション（病院・診療所）」

2. 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法：郵送

(2) 提出期限

- ・すでに保険医療機関の指定を受けている事業所
(既設の病院・診療所) 算定開始月の前月 15 日【当日消印有効】
 - ・新規で保険医療機関の指定を受けかつ、事業開始月から算定を開始する事業所
(新設の病院・診療所) 事業開始月の前月末日【当日消印有効】
- ※新設の事業所で、期日までに医療機関コードが付番されず、届出ができない場合はご相談ください。

3. その他

- ・移転、事業継承、病院から診療所への変更などにより保険医療機関番号に変更があった場合、みなし通所リハビリテーション事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出が必要です。
- ・平成 21 年 3 月 31 日までに大阪府の指定を受けている通所リハビリテーション事業所である個人病院・診療所が法人として医療法人が運営する病院・診療所（保険医療機関に限る）となった場合、すでに個人病院・診療所として指定を受けている事業所廃止届と、上記みなし通所リハビリテーション事業の介護給付費算定に係る体制等に関する届出と同時に提出していただく必要があります。
- ・平成 21 年 3 月 31 日までに大阪府の指定を受けている通所リハビリテーション事業所については、みなし指定の対象ではないため、当該届出の対象となりません。そのため、指定を受けている病院・診療所内で新たに短時間での通所リハビリテーションを行う場合は、変更届による単位の追加や定員増等の届出が必要です。

<提出・問合せ先>

豊中市福祉部

長寿社会政策課事業所指定係

〒561-8501

豊中市中桜塚 3 丁目 1 丁目 1 番 第二庁舎 3 階

電話：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146

E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp